

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	地方税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足立区は、地方税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を契約条件として設定している。

評価実施機関名

東京都足立区長

公表日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務
	足立区における地方税に関する事務は、以下の「住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」、「税金納業務」に分かれ事務を行っている。 1 住民税賦課業務 地方税法に基づき、その年の1月1日に足立区に居住している方に対し、確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、特別区民税・都民税申告書（以下「住民税申告書」という。）の課税資料に基づき、住民税額を計算し、賦課決定する。 ○課税資料の入手 確定申告書：地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）より電子データで入手する。 給与支払報告書：給与支払者から足立区に提出される紙資料で入手する。もしくは、eLTAXや電子記録媒体より電子データで入手する。 公的年金支払報告書：年金保険者から足立区に提出される紙資料で入手する。もしくは、eLTAXより電子データで入手する。 住民税申告書等：住民から紙またはeLTAX及びマイナポータル申請管理を経由して申請管理システムより電子データで入手する。 ○申告情報の入力 入手した課税資料を基に収入、所得情報、控除情報等を税務システムに登録する。 ・1～4月の当初申告時期 電子データで入手した資料はそのまま税務システムに登録する。 紙資料で入手した資料はパンチ委託事業者に委託しデータ化する。 データ化したファイルを税務システムに登録する。 ・当初申告時期以外 職員がオンライン入力を行い税務システムに登録する。 ○課税資料の回送及び調査、他機関への提供 足立区以外の課税資料が届いた場合、調査を行う。その結果、生活の本拠が足立区外であった場合は、該当自治体宛にeLTAXによる電子送信、または紙により回送する。生活の本拠が足立区内であった場合、eLTAXにより住民登録自治体へ通知する。 足立区外に住所を有する被扶養者等は、情報提供ネットワークシステムにより他自治体に所得情報等照会を行う。他機関から所得情報の照会依頼があった場合、情報提供ネットワークシステムにより他機関へ提供を行う。 ○税額の通知 賦課決定した個人住民税については、納税通知書・税額通知書及び納付（納入）書を納税義務者・特別徴収義務者あてに通知する。印刷、封入・封緘、発送手続きは委託事業者が行う。 eLTAXで給与支払報告書を提出した特別徴収義務者には、eLTAXにより電子送信する。 公的年金からの特別徴収者については、年金特徴依頼情報を作成し、eLTAXにより年金保険者へ電子送信する。 ○賦課の更正 納税義務者より修正申告書が提出されたり、新たな賦課資料が判明した場合、または、申告の内容が誤っていることが判明した場合は税額を変更し、納税義務者に通知する。 ○特別徴収に係る業務 退職、転勤等の理由により、特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合、個人番号等を記載した給与所得者異動届出書を受付け、徴収方法の変更等を行い、賦課情報等の更新を行う。 ○減免に関する業務 生活保護受給や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免可否決定通知書を納税義務者へ通知する。 ○名寄せに関する業務 住記情報から取得した個人情報を基に、複数の住民等の情報の名寄せを行う。

②事務の概要

2 軽自動車税賦課業務

地方税法に基づき、4月1日現在の軽自動車等の所有者に対し、賦課決定する。

○登録、名義変更

・足立区ナンバーの場合

住民等から軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出を受け、税務システムに入力し、標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)、廃車申告受付書(名義変更の場合)を交付する。

・足立ナンバーの場合

全国軽自動車協会連合会を通じて、軽自動車税申告書(報告書)の提出を受け(電子データの場合は、地方税共同機構の軽OSS連携システムより取得)、地方公共団体情報システム機構から軽自動車税市区町村提供システムで提供される車両の検査情報と合わせて、税務システムに入力する。

○廃車

・住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システムに入力し、廃車申告受付書を交付する。

○ナンバープレート付替

・足立区ナンバー → 足立区ナンバー

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書、交付済標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システムに入力し、標識交付証明書、廃車申告受付書を交付する。

・足立区ナンバー → 他自治体ナンバー

他自治体で手続き後、足立区に課税物件異動通知書が送付されるので、廃車の入力をする。なお、他自治体に転出後、ナンバー変更がない対象者には、ナンバープレート付替え勧奨のお知らせを送し、手続きを促す。

・他自治体ナンバー → 足立区ナンバー

住民等から軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書、交付済標識交付証明書(他自治体)、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システムに入力し、標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。他自治体には課税物件異動通知を送付する。

○軽自動車税の賦課決定

上記手続きにより把握した4月1日現在の所有者に賦課決定する。

○納税義務者への通知

賦課決定後、軽自動車税の通知書データを作成し閉域網の回線を利用し、委託先の印刷・封入封緘業者に送信する。委託先事業者が印刷、封入封緘した通知書を納税義務者へ通知する。

電子通知希望申請を行った場合は、通知IFSを通じて取得した申請情報を宛名情報と突合の上、電子納税通知書等を通知ポータルを経由して交付する。

○減免、免除

軽自動車税減免(課税免除)申請書、を受け付け、税務システムに課税免除、減免等の入力をする。

○各種お知らせに関する業務

・税務システムにより区外転出者等の情報を抽出し、該当者に各種お知らせを送送する。その後の反応によっては廃車又は税止めの入力をする。

・税務システムにより死亡者情報を抽出し、承継人に廃車案内を送付する。その後の反応によっては名義変更又は廃車の入力をする。

○名寄せに関する業務

	住記情報から取得した個人情報を基に、複数の住民等の情報の名寄せを行う。 3 税収納業務 (1)税収納管理に関する業務 地方税法に基づき賦課された特別区民税、都民税、軽自動車税の収納情報を管理する。 ○賦課情報の入手 特別区民税、都民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから入手する。 ○収納(納付(納入)済通知書)情報の入手 指定金融機関及びマルチペイメントNWシステム又は共通納税システムから、住民等が納付、納入した情報を入手する。入手した収納情報を税務システムに一括登録する。 (2)過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書の情報を税務システムに登録する(一件処理)。 (3)督促に関する業務 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等についての督促状データを作成し、これを印刷業者に提供する。印刷した督促状を封入封緘事業者に提供し、封入封緘を行い、住民等に送付する。 (4)名寄せに関する業務 住記情報から取得した個人情報を基に、複数の宛名番号を保持する住民等の情報の名寄せを行う。 ※情報提供ネットワークシステム(中間サーバー・プラットフォーム)に係る事務 ○情報照会 番号法第19条第8号・第9号に基づき、地方税に関する事務において、中間サーバー・プラットフォームに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。 実施事務:「住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」、「税収納業務」 ○情報提供 他機関からの情報照会に対応するために、地方税に関する事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。
③システムの名称	1. 税務システム 2. 共通機能(団体内統合宛名機能) ※旧「情報連携プラットフォーム」 3. 審査システム(eLTAX) 4. 国税連携システム(eLTAX) 5. 住民基本台帳ネットワークシステム 6. 中間サーバー・プラットフォーム 7. 軽自動車検査情報市区町村提供システム 8. 個人住民税申告ポータル 9. マイナポータル申請管理 10. 申請管理システム 11. 通知IFS
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税賦課情報ファイル (2)軽自動車税賦課情報ファイル (3)収納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 第2項 別表の24の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 地方税法 等

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 第9号	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	区民部課税課、区民部納税課	
②所属長の役職名	課税課長、納税課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	足立区政策経営部政情課情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 電話:03-3880-5830	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	足立区区民部課税課 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 電話:03-3880-5231	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
		[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	地方税に関する事務では、特定個人情報の入手にあたり、窓口での申告受付や区内に住民登録がない者へ課税する際の調査の場面で人手が介在するが、いずれの場面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	足立区における地方税に関する事務は、以下の「住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」、「税収納業務」、「納税管理業務」に分かれ事務を行っている。	足立区における地方税に関する事務は、以下の「住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」、「税収納業務」に分かれ事務を行っている。	事後	納税管理業務は別システムで処理している(特定個人情報の利用なし)ため、本評価書の対象外とする。
令和6年8月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	4 納税管理業務 (1)滞納整理に関する業務 地方税法、国税徴収法に基づき、特別区民税、都民税、軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下、「滞納者」という。)に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。 ○収納管理情報の入手 特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を税務システムから入手する。 ○催告書の送付 滞納者の未納税額等の催告書印刷データを作成し、これを印刷・封入封緘事業者に提供し、催告書の印刷・封入封緘を行い、滞納者に催告書を送付する。 ○納税交渉 滞納者との納税交渉により、分割納付、徴収猶予等を行い、税務システムに登録し管理する。 ○各種調査 地方税法、国税徴収法に基づき、滞納者について官公署に対する実態調査及び金融機関等に対する財産調査を行う。調査の結果、入手した情報は、税務システムに登録し管理する。 ○滞納処分 地方税法、国税徴収法に基づき、各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。滞納処分情報は税務システムで登録し管理する。 (2)名寄せに関する業務 住記情報から取得した個人情報を基に、複数の宛名番号を保持する滞納者の情報の名寄せを行う。	(削除)	事後	納税管理業務は別システムで処理している(特定個人情報の利用なし)ため、本評価書の対象外とする。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○情報照会 番号法別表第二に基づき、地方税に関する事務において、中間サーバー・プラットフォームに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。 実施事務:「住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」	※情報提供ネットワークシステム(中間サーバー・プラットフォーム)に係る事務 ○情報照会 番号法第19条第8項・第9項に基づき、地方税に関する事務において、中間サーバー・プラットフォームに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。 実施事務:「住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」、「税込納業務」	事後	・見出し(※)の追記。 ・番号法別表第二の廃止に伴い記載の変更。 ・「税込納業務」の追加。
令和6年8月26日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(4)納税管理情報ファイル	(削除)	事後	納税管理業務は別システムで処理している(特定個人情報の利用なし)ため、本評価書の対象外とする。
令和6年8月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	—	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	
令和6年8月26日	3.個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項 第3項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 第2項 別表の24の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年8月26日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の以下の項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	番号法第19条第8号 第9号	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年7月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1 住民税賦課業務 (略) ○課税資料の入手 (略) 住民税申告書等:住民から紙で入手する。 (略)	1 住民税賦課業務 (略) ○課税資料の入手 (略) 住民税申告書等:住民から紙またはeLTAX及びマイナポータル申請管理システムより電子データで入手する。 (略)	事前	住民税電子申告開始に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 税務システム 2. 共通機能(団体内統合宛名機能) ※旧「情報連携プラットフォーム」 3. 審査システム(eLTAX) 4. 国税連携システム(eLTAX) 5. 住民基本台帳ネットワークシステム 6. 中間サーバー・プラットフォーム 7. 軽自動車検査情報市区町村提供システム	1. 税務システム 2. 共通機能(団体内統合宛名機能) ※旧「情報連携プラットフォーム」 3. 審査システム(eLTAX) 4. 国税連携システム(eLTAX) 5. 住民基本台帳ネットワークシステム 6. 中間サーバー・プラットフォーム 7. 軽自動車検査情報市区町村提供システム 8. 個人住民税申告ポータル 9. マイナポータル申請管理 10. 申請管理システム	事前	住民税電子申告開始に伴う修正
令和7年7月25日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	足立区政策経営部区政情報課情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 03-3880-5225	足立区政策経営部区政情報課情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 03-3880-5830	事前	電話番号変更による修正
令和8年7月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○納税義務者への通知 賦課決定後、軽自動車税の通知書データを作成し閉域網の回線を利用し、委託先の印刷・封入封緘業者に送信する。委託先事業者が印刷、封入封緘した通知書を納税義務者へ通知する。 ○減免、免除	○納税義務者への通知 賦課決定後、軽自動車税の通知書データを作成し閉域網の回線を利用し、委託先の印刷・封入封緘業者に送信する。委託先事業者が印刷、封入封緘した通知書を納税義務者へ通知する。 電子通知希望申請を行った場合は、通知IFSを通じて取得した申請情報を宛名情報と突合の上、電子納税通知書等を通知ポータルを経由して交付する。 ○減免、免除	事前	軽自動車電子納税通知書開始

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年7月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 税務システム 2. 共通機能(団体内統合宛名機能) ※旧「情報連携プラットフォーム」 3. 審査システム(eLTAX) 4. 国税連携システム(eLTAX) 5. 住民基本台帳ネットワークシステム 6. 中間サーバー・プラットフォーム 7. 軽自動車検査情報市区町村提供システム 8. 個人住民税申告ポータル 9. マイナポータル申請管理 10. 申請管理システム	1. 税務システム 2. 共通機能(団体内統合宛名機能) ※旧「情報連携プラットフォーム」 3. 審査システム(eLTAX) 4. 国税連携システム(eLTAX) 5. 住民基本台帳ネットワークシステム 6. 中間サーバー・プラットフォーム 7. 軽自動車検査情報市区町村提供システム 8. 個人住民税申告ポータル 9. マイナポータル申請管理 10. 申請管理システム 11. 通知IFS	事前	軽自動車電子納税通知書開始